

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 9月24日

【会社名】 株式会社ロイヤルホテル

【英訳名】 THE ROYAL HOTEL, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 崎 亨

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島 5丁目 3番68号

【電話番号】 (06)6448 - 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務チーム長 坊 傳 康 真

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島 5丁目 3番68号

【電話番号】 (06)6448 - 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務チーム長 坊 傳 康 真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、当社の連結子会社が控訴していた訴訟の判決を受けたことに伴い、当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年9月18日（業績予想修正公表日）

(2) 当該事象の内容

当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングは、同社が賃借している「リーガロイヤルホテル東京」に関し、賃貸人である住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）に対して、平成21年3月分以降の賃借料につき、平成22年8月10日付で借地借家法第32条に基づく賃料減額確認請求訴訟を提起する一方、賃貸人からは平成23年2月4日付で賃料請求の反訴が提出されておりました。

平成27年1月26日付で、東京地方裁判所より、当社の子会社の請求を棄却し、平成26年1月16日までの賃料差額相当額1,126百万円、平成26年1月16日までの相当額に係る遅延損害金352百万円及び平成26年1月17日以降における賃料差額相当額を完済するまでの遅延損害金を支払え等の判決が言い渡されました。当社及び当社の子会社は当該判決の内容及びその理由を不服とし、平成27年2月4日付で当社の子会社が東京高等裁判所に控訴しておりました。

本訴訟に関して、平成27年9月9日付で、東京高等裁判所より、当社の子会社の請求を棄却する等の判決が言い渡されました。

これに伴い、当社グループが所有する「リーガロイヤルホテル東京」の事業用資産について、今後の業績見通しを勘案し当該事業用資産の回収可能性を検討した結果、減損損失を特別損失として計上する見込みであります。

なお、当社及び当社の子会社としては、判決内容を踏まえ検討した結果、同判決を受け入れ、上告・上告受理申立は行わないことといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成28年3月期第2四半期において、以下の金額を特別損失として計上する見込みです。

（連結）

特別損失（減損損失） 約1,814百万円

（個別）

特別損失（減損損失） 約216百万円